

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年3月3日 06時30分～09時30分ごろの間）
発生場所	不明（青森県尻屋埼南方～東方沖）
事故の概要	漁船第三十五尻屋丸は、漁を行う目的で出港した後、船長が、行方不明となり、後日、死亡認定された。
事故調査の経過	平成28年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十五尻屋丸、4.5トン AM3-33239（漁船登録番号）、個人所有 11.60m (Lr) × 2.96m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和62年2月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年12月10日 免許証交付日 平成28年2月10日 (平成33年10月7日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雪、風向 東～南東、風力 2～4 海象：波向 南東、波高 約1.5m、海面水温 約8℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年3月3日06時00分ごろ尻屋埼南方の漁場（以下「本船の漁場」という。）でたこ籠漁を行う目的で青森県東通村尻屋漁港を出港した。 船長の家族は、別の漁船で尻屋漁港を出港した際、自船の後から出港する本船を見た。 船長の家族は、本船の漁場よりも東方沖の漁場に向けて航行中、風雪が強くなると予測していたところ、南方から天候が悪化してきていたので操業を行わずに帰港することとし、06時30分ごろ、本船の漁場で、カッパの上に救命胴衣を着用した船長が本船の操舵室から出て船首方に歩いて行くところを目撃した。

	<p>船長の家族は、帰港した後、雪が強まって視界が悪くなっており、本船の帰港が遅いので心配になり、08時13分ごろ船長の携帯電話に電話を掛けたが自宅に置いてあって連絡が取れず、所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に船長と連絡が取れない旨を連絡した。</p> <p>本件組合は、08時15分ごろ無線で本船に呼びかけたところ応答がなく、無線を聞いた他の漁船から07時30分ごろに尻屋埼東方沖4.6km付近で東進中の本船とすれ違った旨の応答があったので、組合員を招集して本船の搜索を開始し、海上保安庁等の関係機関に船長と連絡が取れない旨を通報した。</p> <p>本船は、09時30分ごろ尻屋埼東方沖10km付近で、搜索中の漁船に無人で航行しているところを発見され、来援した僚船により尻屋漁港にえい航された。</p> <p>船長は、海上保安庁、県、警察、僚船等による搜索が行われたが、行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、発見時、機関が微速力前進にかけられ、僅かに右舵が取られた状態で航行しており、操船用リモコンが前部甲板のいけすに落ち、たこ籠漁の漁具が右舷船尾から海中に垂れた状態でスパンカが閉じられていた。</p> <p>船長の家族は、船長が、たこ籠の投籠を行った後に帰港すると思っており、本船が発見されたときの状態から、投籠する前に落水したのと思った。</p> <p>船長の家族は、本事故の前夜にも、明日は風が強くなるから1人で出航しない方が良い旨を船長に話した。</p> <p>船長の救命胴衣は、バックル、ファスナー及びマジックテープにより三重に固定するタイプで、全て閉じた状態で漂流しているところを発見された。</p> <p>船長の家族は、船長が、ふだんから救命胴衣を着用していることを知っており、悪天候時に無理をして操業を行うようなことはないと思っていた。</p> <p>船長は、本事故当日の自宅を出たとき、ウインドブレーカーの上着を着用して長靴を履いていたが、片方の長靴も救命胴衣と共に発見された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>本船は、06時30分ごろ本船の漁場において本船上の船長が目撃</p>

	<p>された後、09時30分ごろ無人で航行しているところを発見されたことから、この間において船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人で発見された際、微速力前進で航行しており、たこ籠漁の漁具が右舷船尾から海中に垂れた状態でスパンカが閉じられていたことから、たこ籠漁の操業中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、たこ籠漁の操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防水型の携帯電話を常に携行し、落水時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

